

ウィズコロナ時代に、国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

【持続可能な行財政の確立に向けて】

本市では、全国トップ水準の福祉・医療・教育・子育て支援を維持・充実させると同時に、市民のいのちと暮らしを守る安心安全のまちづくりや、文化を基軸とした都市経営を推進し、京都の今と未来に必要な政策に果敢に取り組んでまいりました。

脆弱な財政基盤、厳しい財政状況の下、職員数の削減など徹底した行財政改革に間断なく取り組んできましたが、今年度の本市への地方交付税は平成15年度のピーク時から550億円削減、更に今般の新型コロナウイルス感染症による急激な景気悪化の影響で、市税収入は過去最大の減収が見込まれ、来年度の収支についても、現時点で500億円もの巨額の財源不足が見込まれるなど、これまで以上に厳しい状況にあります。今後、50年後、100年後の京都を見据えたとき、持続可能な行財政の確立は焦眉の課題であります。

【ウィズコロナ時代のまちづくり】

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、本市では国の地方創生臨時交付金等を活用し、感染拡大防止と京都経済の回復、市民生活の下支えに必要な取組をスピード感を持って、着実に実施してまいりましたが、飲食、小売り、観光をはじめ、ほとんどの産業で非常に厳しい状況が続いています。Go To キャンペーン等により人の動きが戻りつつある中、今後の季節性インフルエンザの流行期にも備え、感染拡大防止と社会経済活動の両立は今後ますます重要であります。

市民の皆様命と健康を徹底して守るとともに、今最も困っている方に寄り添った支援を迅速・着実に実行する。そして、働き方改革やデジタル化など、変革に挑戦される方や文化芸術に取り組まれる方々を後押ししていく。ウィズコロナ時代に、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るモデルを、国や京都府、市民の皆様と共につくってまいります。

【双京構想・文化首都の実現を願って】

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、日本の歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組んでまいります。

また、政府並びに関係者の御英断・御尽力により、間もなく文化庁が京都にやっております。私どもは「文化首都」として、文化の力であらゆる社会的課題を解決し、我が国の文化の継承・発展、ひいては国際交流、世界平和に貢献する所存です。

引き続き、京都府、京都商工会議所、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく取組を重ねてまいりますので、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

【これらの取組に、国の理解と協力を】

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するために京都市ならではの役割を果たすことを志すものですが、その推進には国の御理解と御協力が不可欠であり、より一層の御支援を要望致します。

京都市長 門川 大作

—目次—

【新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の回復の両立に向けた要望】

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額及び継続 … 2
 - 2 指定都市が果たすべき役割の明確化，権限の強化 … 2
 - 3 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付 … 2
 - 4 保健所設置市への支援の抜本的な充実や地域医療等の維持のための更なる支援 … 2
 - 5 市民生活や経済活動に対する支援の充実 … 2
 - 6 子ども・学生が安心して教育を受けられる取組への支援 … 3
 - 7 自治体財政への支援の充実 … 4
- <参考資料>新型コロナウイルス感染拡大による本市への影響について
- 1 財政への影響 … 6
 - 2 市バス・地下鉄事業への影響 … 8

【令和3年度 国の施策・予算に関する緊急提案・要望】

- 1 国立京都国際会館における多目的ホールの，5,000人規模への拡張整備の早期実現 …12
- 2 国の財源（社会資本整備総合交付金，防災・安全交付金等）の確保・拡充 …14
- 3 低コスト手法の早期普及等による，着実かつ迅速な無電柱化の推進 …16
- 4 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大 …18
- 5 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築 …20
- 6 京都・近畿の活力あるまちづくりのための，国有地の活用の検討 …22
- 7 過疎地域自立促進特別措置法の延長又はそれに代わる新法の制定による過疎地域への支援の継続 …24
- 8 自治体システム標準化の円滑な推進 …26
- 9 緊急防災・減災対策事業債をはじめとした，地方交付税措置があるなど，財源的に有利な地方債の充実 …28

新型コロナウイルス感染症対策と
社会経済活動の回復の両立に向けた要望

新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の回復の両立に向けた要望

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額及び継続

地域の実情に応じた更なる対応が可能となるよう、予備費を活用して臨時交付金の増額を行い、速やかに地方への配分を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症対策は長期化が見込まれることから、同交付金については、令和3年度においても継続すること。

2 指定都市が果たすべき役割の明確化、権限の強化

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく道府県知事の権限について、指定都市市長に財源と併せて移譲又は付与できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。

3 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる対策のために国から都道府県に対して交付される「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に必要な対策が実施できるよう、指定都市への直接交付又は道府県への交付時に指定都市分の明示を行うこと。

4 保健所設置市への支援の抜本的な充実や地域医療等の維持のための更なる支援

人員体制や機能強化に向けた財政支援の充実や、応援派遣スキームの速やかな構築・実施など、保健所体制の充実・強化に向けて、速やかに取り組むこと。

また、地域の医療機関及び社会福祉施設等については、外来患者及び利用者の減少や、感染予防対策に係る経費の増大等により、経営に大きな影響が生じていることから、地域における医療及び保健福祉サービスの提供体制の維持のため、更なる支援を行うこと。

5 市民生活や経済活動に対する支援の充実

(1) 経営への影響が深刻な事業者等への継続した支援の充実

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、中小企業・小規模事業者等の経営が厳しさを増す中で、飲食、宿泊、公共交通等をはじめとした、あらゆる事業者等を下支えするため、民間金融機関による実質無利子・無保証料融資の実施期間・無利子期間を延長するなどの金融支援の充実に加え、事業の見直しや販路開拓、事業承継など経営課題解決の取組への支援についても充実を図ること。

併せて、持続化給付金や家賃支援給付金（卸売市場における使用料を含む。）、地域公共交通確保維持改善事業費補助金など、事業者等への直接的な支援策についても継続・充実させること。

また、雇用の維持・継続を図るため、雇用調整助成金などの支援策を継続するとともに、新たな雇用を生み出す基金制度を創設するなど、雇用創出対策を講じること。

(2) 新しい生活スタイルに合わせた経済・文化芸術活動への支援

業種別「感染拡大予防ガイドライン」の周知・徹底を図るとともに、ポストコロナ社会を見据え、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを推進するために、IT ツールの導入支援に加え、中小企業のデジタル化を促進するための事業者等に寄り添った伴走型支援を継続・充実させること。

また、Go To キャンペーンなど国主導の消費喚起策を継続して実施するとともに、観光事業者等が実施する生産性・売上向上などの取組や、安全・安心な観光・MICE を実現するための受入環境整備、観光需要やMICE 需要喚起に向けた情報発信などの取組への支援など、感染拡大防止と経済活動との両立に向けた支援を充実させること。

加えて、文化庁が実施する「文化芸術活動の継続支援事業」について、対象期間の延長、申請手続きの簡素化、補助率及び補助額の引上げを図ること。また、文化芸術活動を下支えするマネジメントスタッフ、施設運営者など幅広い文化芸術関係者が申請しやすい制度に改善すること。

(3) 社会課題や地域課題の解決に取り組むスタートアップへの支援

新型コロナウイルス感染症に伴う新たな社会課題や地域課題の解決に取り組み、持続的な地域経済の発展に貢献するスタートアップの支援・創出に向け、自由度の高い補助制度を創設すること。また、グローバル拠点都市に対し、国が有するあらゆるネットワークを活用した情報発信に取り組むとともに、国の公共調達においても拠点都市内のスタートアップが優先的に取り扱われる仕組みを構築すること。

6 子ども・学生が安心して教育を受けられる取組への支援

(1) 30 人学級の実現と教職員定数の抜本的な改善

感染拡大防止に加え、子どもたちの個別最適な学びを実現できるよう、30 人学級の実現に向けた計画的な学級編制基準の引下げや少人数教育のための人員配置、小学校における専科教員の更なる配置拡充など、教職員定数の抜本的な改善を行うこと。

加えて、障害等の実態が複雑かつ多様化する中、障害のある子どもたちへのきめ細かな支援のため、特別支援学校・特別支援学級の学級編制基準を引き下げること。

(2) 子どもたちの学びの保障に向けた支援

子どもたちの教育機会の確保に向けて、GIGA スクール構想実現後も、ICT 環境の運用・維持及び更新に必要な財政支援を継続するとともに、学習指導員やスクール・サポート・スタッフなど、きめ細かな指導や教職員の多忙化解消に向けた人材確保に必要な財政措置を令和 3 年度においても継続的に講じること。

(3) 教員確保に向けた抜本的な処遇改善

子どもたちの「学びの保障」に向けた指導体制を確保するためには、教員の勤務実態や急激な世代交代期を踏まえ、教職に対する熱意や意欲溢れる優秀な人物が一層求められることから、その確保に向け、教職調整額（4%）の見直しも含めた教員の抜本的な処遇改善に必要な財政措置を令和3年度から講ずること。

(4) 学生が安心して学べる環境づくりへの支援

学生に対する経済的負担軽減策の充実を図るとともに、大学において実施する学習環境の整備、課外活動・学生寮等における感染拡大防止策及び学生・教職員のPCR検査実施に対する財政支援を行うこと。また、留学の際の出入国に係る措置等への柔軟な対応や大学・学生への誹謗中傷の防止に向けた啓発・情報発信を行うこと。

7 自治体財政への支援の充実

(1) 地方交付税の必要額の増額確保・臨時財政対策債の廃止

令和2年度の地方財政計画には、新型コロナウイルス感染拡大の影響による需要の増大や収入の減収が反映されておらず、実態と乖離していることから、改めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、地方交付税の必要額を確保すること。

また、令和3年度の地方交付税を含む地方一般財源の総額について、新型コロナウイルス感染症対応に係る財政需要の増大や地方税収の減少等を的確に見込み、地方財政計画に歳出特別枠を設けるなど、地域社会に必要な不可欠な行政サービスの提供に必要な額を増額確保すること。

さらに、地方交付税の必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

(2) 減収補てん債の対象拡大等

地方税収がかつてない減収となることを見込まれることから、景気変動に大きく左右される地方消費税交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金などを減収補てん債の対象税目に追加するとともに、猶予特例債の償還期限の延長等の措置を講ずること。

(3) 市バス・地下鉄への支援

将来に渡り、「市民の足」としての役割を担う市バス・地下鉄を維持・確保するため、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、予算を大幅に増額したうえで、地下鉄事業を補助対象に含めるとともに、運行を維持継続するために必要な経費についても補助対象とすること。また、令和3年度も継続すること。

加えて、特別減収対策企業債についても、無利子での貸付制度とするなど、財政措置を拡充し、令和3年度も継続すること。

新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の回復の両立に向けた要望

<参考資料>

＜参考＞新型コロナウイルス感染拡大による本市への影響について

1 財政への影響

【歳入面】

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市税や府税交付金が大幅な減収見込み。令和3年度以降も同様の状況が想定。

【歳出面】

- 令和2年度は、国の補助金や臨時交付金の積極的な活用に加え、減額補正や基金の取崩し等による財源捻出も行い、総額3,055億円、5度にわたる新型コロナウイルス対策補正予算を実施。
- しかしながら、新型コロナウイルスの影響による経済への影響は大きく、生活保護受給者数が大幅に増加する見込み。令和3年度以降も引き続き、感染症対策や市民生活・京都経済の下支えに必要な支援が必要。

＜令和2年度決算見込み及び令和3年度収支見通し（一般財源ベース）＞

- 令和2年度の市税収入は、前年度から147億円の減と、過去最大の減収となる見込みであり、市債発行による補てんをしてもなお、収支不足額が273億円に及ぶなど極めて深刻な状況。
- 令和3年度の市税収入は、令和2年度から更に大幅な減収が見込まれることに加え、施設の老朽化対策や社会福祉関連経費の伸びなどにより、現時点で500億円もの巨額の財源不足が見込まれる。

歳入

(単位:億円)

項目	R2予算	R2見込	R3推計
市税	2,988	2,908	2,800
地方交付税・臨時財政対策債	857	857	950
地方譲与税・府税交付金その他	505	475	550
減収補てん債・徴収猶予特例債	0	80	0
一般財源総額(ア)	4,349	4,319	4,300

・ 地方消費税交付金， 配当割交付金 $\Delta 22$ 億円 (※)
 (※) 減収補てん債の対象外

歳出

項目	R2予算	R2見込	R3推計
人件費	1,509	1,509	1,500
扶助費	674	684	750
公債費	844	844	900
投資的経費	154	154	200
他会計繰出金等	706	706	750
その他	656	696	700
歳出総額(イ)	4,543	4,593	4,800
財源不足額(ア-イ)	$\Delta 193$	$\Delta 273$	$\Delta 500$

<提案・要望>

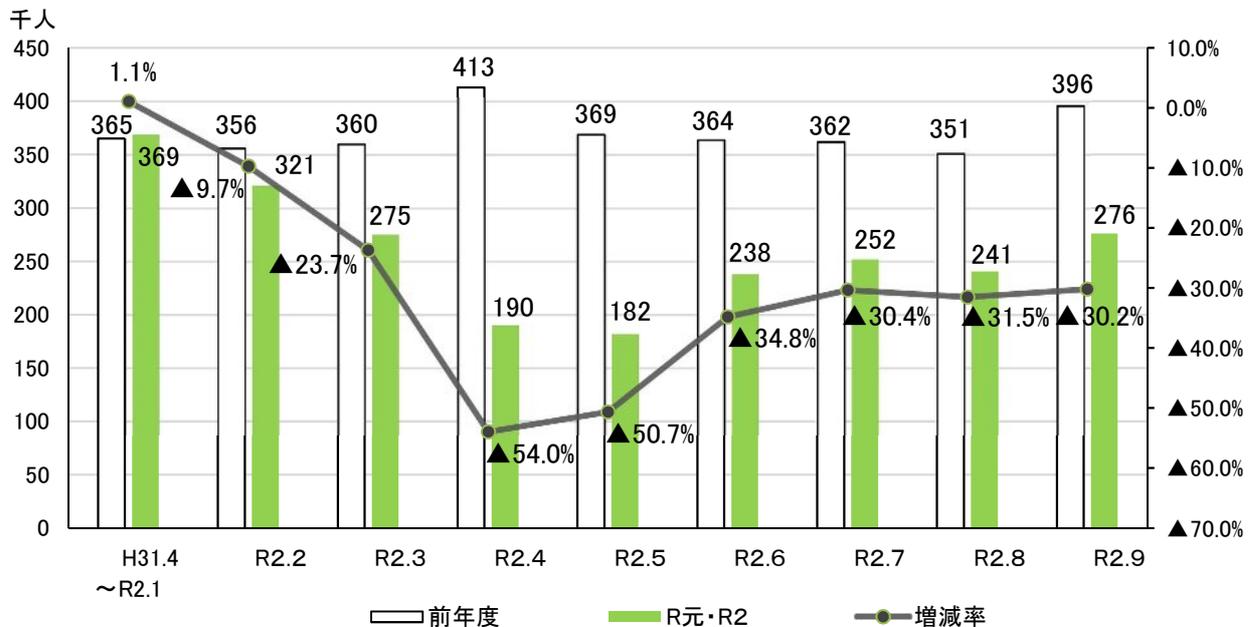
- ・ 令和2年度の地方財政計画には、新型コロナウイルス感染拡大の影響による需要の増大や収入の減収が反映されておらず、実態と乖離していることから、改めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、地方交付税の必要額を確保すること。
- ・ 令和3年度の地方交付税を含む地方一般財源の総額について、新型コロナウイルス感染症対応に係る財政需要の増大や地方税収の減少等を的確に見込み、地方財政計画に歳出特別枠を設けるなど、地域社会に必要な不可欠な行政サービスの提供に必要な額を増額確保すること。
- ・ 地方交付税の必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- ・ 地方税収がかつてない減収となることを見込まれることから、景気変動に大きく左右される地方消費税交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金などを減収補てん債の対象税目に追加するとともに、猶予特例債の償還期限の延長等の措置を講ずること。

2 市バス・地下鉄事業への影響

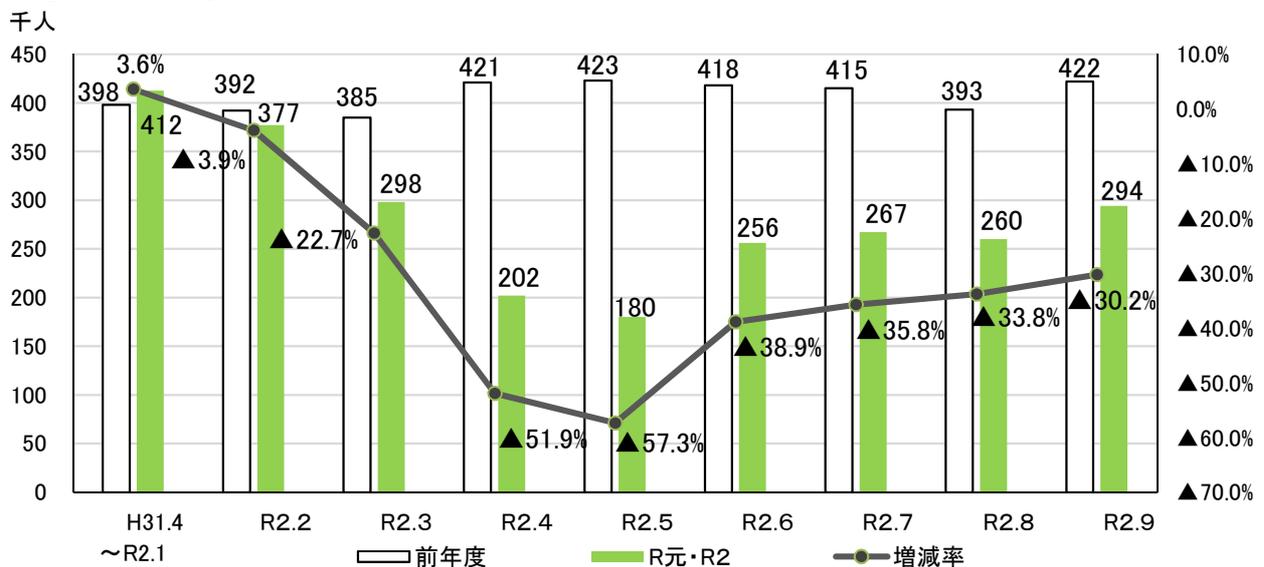
- ・ 感染拡大防止を最優先に、不要不急の外出自粛のための対策に取り組んだ結果、両事業ともお客様数は前年度と比べて大幅に減少。
- ・ お客様数の減少の影響は極めて大きく、運賃収入は4月から9月の6箇月間だけで対前年度に比べ、市バスで▲40億円（▲38.4%）、地下鉄で▲57億円（▲42.3%）の減となり、過去に経験したことのない事態。
- ・ お客様数は当面大きな回復は見込めず、令和2年度の経常損益は市バス事業では▲76億円～▲83億円の赤字、地下鉄事業では▲72億円～▲86億円の赤字となる見通し。令和3年度以降についても、テレワーク等の新たな生活スタイルの定着や海外からの観光客の動向を踏まえると、従来のお客様数に回復するには相当の時間を要すると見込まれ、極めて深刻な状況。

< 1日当たりのお客様数の推移（令和2年度、実績値） >

① 市バス事業



② 地下鉄事業



<参考>

1 地域公共交通における感染拡大防止対策（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）

（国土交通省）

- ・ 2次補正予算額：13,805百万円
- ・ 補助対象事業者：鉄軌道事業者（地域鉄道事業者に限る。）※市営地下鉄は対象外
一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・ 補助対象事業：① 感染拡大防止対策のための設備等の導入に要する費用
（車両の抗菌・抗ウイルス・換気対策，駅・ターミナルの衛生対策など）
② 車内等の密度を上げないように配慮した実証運行に要する経費
（旅客需要の減少に見合った大幅なダイヤ見直し等を行わず，従前相当の輸送力確保や増強をするための費用）
- ・ 補助率：補助対象経費の1/2

2 特別減収対策企業債（総務省）

- ・ 対象年度・発行額：令和2年度に発生又は増加する資金不足額の範囲内
- ・ 財政措置：当該企業債の償還利子の1/2を一般会計から繰り出すことができることとし，その80%を特別交付税で措置
- ・ 償還年限：15年以内

<提案・要望>

- ・ 将来に渡り，「市民の足」としての役割を担う市バス・地下鉄を維持・確保するため，「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について，予算を大幅に増額したうえで，地下鉄事業を補助対象に含めるとともに，運行を維持継続するために必要な経費についても補助対象とすること。また，令和3年度も継続すること。
- ・ 特別減収対策企業債についても，無利子での貸付制度とするなど，財政措置を拡充し，令和3年度も継続すること。

令和3年度 国の施策・予算に関する
緊急提案・要望

1 国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への拡張整備の早期実現

1 スペース不足の事例

国立京都国際会館において、グローバルスタンダードといわれる5,000人規模の整備を目指す多目的ホールが、まずは2,500人規模で2018年10月にオープン。

しかしながら、スペース不足のため、仮設テントの設置や離れた他会場の利用と合わせるなど、主催者に妥協を求めてようやく開催している事例が多数ある。

	開催年	会議名	内容
典型的な事例	2019	世界博物館会議 (ICOM)京都会議 (参加者4,590人)	<ul style="list-style-type: none"> 展示場のスペース不足から、クロークを会場内に設置できず、仮設テントの設置により対応。 それでもスペースが足りず、国際会館で開く予定だった分科会が玉突きで離れた他会場に押し出される形となり、参加者はバスや地下鉄での移動を余儀なくされるとともに、昼食会場が不足し、空きスペースに座り込んで食事をとる光景が見られた。

※ 国立京都国際会館は、国内でも小規模な国際会議場であり、メイン展示場の「イベントホール」と「多目的ホール」は別棟。現行の展示場面積では国際競争に立ち向かえない。

2 国際会議を取り巻く状況の変化

近年、国際会議を積極的に招致・開催するためには、参加企業を広く薄く募らなければならないため、企業数の増加、企業分野の多様化、ランチセッションやアトラクションによる集客といった多機能化が進んでおり、広い面積かつ間仕切りで分割が可能な多目的ホールが求められている。

3 提案・要望

東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ、文化庁京都移転、大阪・関西万博等、これから2025年にかけて、一層、日本・関西への注目が高まることとなる。

これらの上げ潮に乗って、国際会議の受入れの増加に繋げ、日本の文化振興・文化交流・世界への発信により大きな役割を果たすため、国際競争に立ち向かうことができる施設規模及び機能を備えた多目的ホールの早期拡充を要望する。

また、拡充整備に当たっては、会館運営を担う公益財団法人国立京都国際会館や地元と十分な連携を図ることを要望する。



<参考> 国内外の主要な国際会議場の状況

都市名	会議場名等	メイン会議場等 収容人数	メイン展示場等 面積
京都市	国立京都国際会館	1,840 人	3,000 m ² +多目的ホール 2,000 m ²
福岡市	福岡国際センター・マリンメッセ	6,000 人	9,100 m ²
横浜市	国立横浜会議場（パシフィコ横浜）	5,000 人	20,000 m ²
東京都	東京国際フォーラム	5,000 人	5,000 m ²
シンガポール	シンガポール国際会議場・展示場	12,000 人	12,000 m ²
ソウル	コエックス会議・展示センター	7,000 人	10,000 m ²
メルボルン	メルボルン国際会議場	5,500 人	30,000 m ²

2 国の財源（社会資本整備総合交付金，防災・安全交付金等）の確保・拡充

1 本市における国土交通省交付金制度等の活用状況等

- (1) 本市では，安心・安全で快適なまちづくりや未来の京都への先行投資による成長戦略を推進する事業に，「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」を含む「社会資本整備総合交付金」，「防災・安全交付金」，また「道路メンテナンス事業補助制度」をはじめとした個別補助制度を活用し，計画的に事業を推進
- (2) しかし，国土交通省から交付金・補助金が十分に措置されておらず，安心・安全の確保など市民生活に必要な事業の進捗に影響
さらに，平成30年度からの3年間で集中的に実施するものとして予算措置いただいた「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」は，臨時・特別の措置とされており今年度限り
- (3) 本市においては，来年度以降も橋りょうの耐震補強事業や災害防除事業，流域治水に係る事業など，防災・減災，国土強靱化に資する事業や，舗装及びトンネルの長寿命化，街路樹や公園樹木の更新など，市民生活の安心安全の確保に資する事業を切れ目なく実施する必要があることから，今後も継続した支援が必要不可欠

2 提案・要望

- (1) 令和2年度で期限を迎える「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」について，期間を延長するとともに対象事業を拡大するなど，十分な財源の確保・拡充を求める。
- (2) 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金，個別補助制度について，対象事業の拡大や十分な財源の確保・拡充を求める。

(参考) 令和2年度 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の状況

(単位：百万円，%)

事業区分	要望額	内示額	不足額	内示率
道路（新設，改築，のり面対策，橋りょう健全化対策，舗装修繕，無電柱化，自転車走行環境整備など）	5,433	3,843	1,590	70.7
都市再生整備計画事業	247	154	93	62.3
公園	1,095	850	245	77.6
河川	265	254	11	95.8
区画整理事業	256	226	30	88.3
住宅・建築物	5,342	4,596	746	86.0
古都保全・風致美観	291	253	38	86.9
下水道	4,510	4,510	0	100.0
合計	17,439	14,686	2,753	84.2

3 低コスト手法の早期普及等による、着実かつ迅速な無電柱化の推進

- (1) 国における継続的かつ安定的な財源確保・配分，低コスト手法の普及促進
- (2) 無電柱化の更なる推進に向け，電線管理者の負担軽減につながる財政的支援の拡充や制度拡充

1 現状

- (1) 本市では，都市防災機能の向上に資する幹線道路を中心に，令和元年度までに約 61 kmの無電柱化整備を行ってきた。
- (2) そのような中，平成 21 年度以降の 10 年間で計画延長として約 18 kmを整備するとしていたが，実際の整備延長は約 6 kmにとどまっており，事業進捗が遅れている。

(京都市における無電柱化の進捗状況)

(令和 2 年 3 月末現在)

管理者	京都市			国土交通省（直轄国道）			計 (km)
	防災系	景観系	小計	防災系	景観系	小計	
管路延長 (道路延長)	51.0 (33.3)	10.3 (9.2)	61.3 (42.5)	43.2 (21.6)	— (—)	43.2 (21.6)	104.5 (64.1)

- (3) 平成 30 年 4 月，国において「無電柱化推進計画」が策定され，令和 2 年度までに全国で 1,400 kmの無電柱化を行うとの高い目標が掲げられた。
- (4) これを受け本市においては，長期的な整備方針である「今後の無電柱化の進め方」及び今後概ね 10 年間で整備を目指す道路を示した「実施計画」を策定した。
計画では，「良好な都市景観の創造に資する道路」「都市防災機能の向上に資する道路」等の観点から個別路線を選定しており，今後，これに基づき無電柱化を一層推進していく。
- (5) 令和 3 年度までに着手を予定している 10 路線のうち，既に 9 路線において事業に着手しているが，事業中路線を着実に進捗していくため，また，残り 1 路線について，令和 3 年度までに着手するためには安定的な財源が必要
- (6) 「無電柱化の推進に関する法律」第 12 条（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）の的確な運用のため，平成 31 年 4 月 1 日に道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 が改正され，道路事業，市街地開発事業等において道路の新設，拡幅等を行う際には，原則として無電柱化を実施するよう電線管理者等に促すこととなった。本市においても同施行規則の趣旨に則り，単独地中化による無電柱化の推進を図ることとしている。
- (7) また，無電柱化事業に係る電線管理者への無利子貸付制度について，「道路法等の一部を改正する法律」が令和 2 年 5 月 27 日に公布された。
現状では，緊急輸送道路など道路法第 37 条により指定した区域のみが貸付制度の対象となっているが，「歩行者利便増進道路」の区域として整備される路線への拡充が予定されている。

2 課題

無電柱化の推進に向けては、これまでから以下のような課題がある。

- (1) 計画的整備を進めるうえで、安定的な財源確保が必要不可欠
- (2) 低コスト手法の更なる活用に向けて、直接埋設方式に適した資機材の開発や運用基準を定めることなどが必要
- (3) 道路法施行規則第4条の4の2に基づき、本市から電線管理者に単独地中化を促しているものの、電線管理者からは単独地中化ではなく電線共同溝事業での整備を要望されるなど、費用負担の問題から調整が折り合わず、無電柱化が進まない状況にある。
- (4) また、電線共同溝事業においても、電線管理者には、電線共同溝整備に係る一部費用や、電力ケーブルや機器の埋設、地上機器の設置、電柱の抜柱費用などの費用負担が生じるため、短期間に複数の事業が集中した際の負担軽減が必要

3 提案・要望

- (1) 令和2年度において、無電柱化事業における防災・安全交付金の内示率は90%、個別補助の内示率は96%となっており、引き続き、国における継続的かつ安定的な財源確保・配分と低コスト手法の普及促進を求める。
- (2) 無電柱化事業を更に推進するため、単独地中化における国の財政的支援の拡充や、無利子貸付制度において全ての路線を対象とするなどの制度拡充について、次期「無電柱化推進計画」に盛り込むなど、電線管理者の負担軽減に向けた更なる取組を求める。

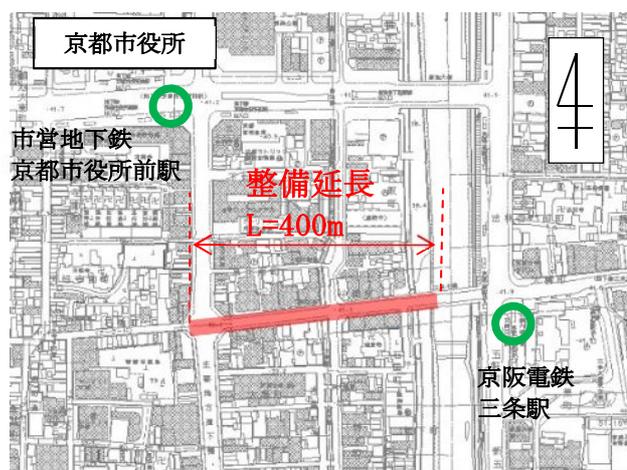
<参考>本市における令和3年度の主な実施予定事業

本市では、令和3年度に以下のような事業を実施予定。円滑な事業推進のためには、国による十分な財源確保が必要不可欠

事業名：一般市道三条通（三条小橋）
総事業費：約6億円
R2補助メニュー：無電柱化推進計画事業補助
（国土交通省道路局
環境安全・防災課）

<概要>

- ・多くの歩行者が利用する路線であり、避難路に位置づけられるなど防災上も重要な路線
- ・無電柱化事業を実施することで、都市防災機能の向上を図るとともに、安全で円滑な歩行空間を確保
- ・なお、浅層埋設や既存ストックの活用により、低コスト化も図る。



4 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大

1 現状・課題

- (1) 本市においては、平成 26 年に京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（以下、「条例」という。）を施行し、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）も踏まえて、管理不全状態にある空き家（戸建て及び長屋等）に対し、指導・勧告・命令等を実施している。
- (2) しかしながら、長屋のうちの一戸が著しい管理不全状態であっても、一部の住戸に居住者がいる場合は、法の対象外となっており、法に基づく強力な指導等ができないといった課題が存在する。
- (3) 令和元年度末において、本市が通報を受けて対応が必要となる空き家全体 2,233 件のうち、長屋が 774 件を占めており、さらにその 87%（675 件）が一部の住戸に居住者がいるため、管理不全状態の長屋のほとんどが法の対象外となっている。



- (4) 現在、条例に基づく勧告では、固定資産税等の住宅用地特例が解除されないうえ、過料についても、法の規定より少額であり、現行の法の対象外となる空き家（一部の住戸に居住者がいる著しい管理不全状態の長屋）に対して強力な指導を実施するためには、法の対象拡大が不可欠である。

＜参考：空家特措法と空き家条例における過料の違い＞

	市町村長の命令に違反	立入調査を拒み，妨げ，又は忌避
空家特措法	50 万円以下	20 万円以下
空き家条例	5 万円以下	5 万円以下

2 提案・要望

長屋等の一部の空き住戸を空家特措法の対象とするよう、法改正を求める。

(参考)

長屋の一部空き住戸が管理不全状態である事例

1 建築基準法に基づく代執行事例

平成 28 年度に 3 軒長屋のうち 1 軒を除却



除却前

除却後

2 管理不全空き家事例（長屋の一部空き住戸）

(1) 3 軒長屋のうち 1 軒



(2) 8 軒長屋のうち 1 軒



(3) 2 軒長屋のうち 1 軒



5 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

(1) 堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた早期の計画策定， 京都南ジャンクション（仮称）などの整備促進

1 現状・課題

国・府・市及び有識者で構成し、京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方を検討する「将来道路ネットワーク研究会」において、平成30年1月に「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が取りまとめられた。

また、既存の高速道路網については、第二京阪道路と名神高速道路が直接接続されておらず、大阪国際空港等へのアクセスにも課題があるなど、道路ネットワークとしての機能を十分に発揮していない。

2 提案・要望

中心部をはじめとする市内の交通渋滞の解消，大阪国際空港等へのアクセスの向上，災害時等の更なる安心・安全の確保のために，以下のとおり求める。

(1) 堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた，早期の計画策定

(2) 第二京阪道路と名神高速道路を接続する京都南ジャンクション（仮称）の早期整備や事業中の国道9号京都西立体交差事業の着実な推進



堀川通の交通渋滞状況（堀川通塩小路通上る付近）

5 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

(2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討

1 現状・課題

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては、国道1号及び9号等の市境周辺において、交通渋滞や大雨時・災害時に通行止めが発生しており、「将来道路ネットワーク研究会」において、「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見が、平成30年1月に取りまとめられた。

周辺地域におけるまちづくりや広域ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位や財源確保を含めた様々な整備手法や整備効果など、広域的な観点からの諸課題への対応を含め、検討すべき様々な課題が存在している。

2 提案・要望

市境周辺の渋滞の緩和や円滑な物流の確保、災害時におけるリダンダンシーの確保、周辺都市とのネットワーク強化のために、京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークについて、広域的な観点から、様々な課題への対応を含め、実現に向けた総合的な検討を求める。



国道1号の被災状況（平成25年台風18号）（大津市追分町付近）

6 京都・近畿の活力あるまちづくりのための、国有地の活用の検討

京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、

京都刑務所（山科区，敷地10万7千㎡，地下鉄柵辻駅徒歩5分）

京都拘置所（伏見区，敷地2万7千㎡，近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

京都運輸支局（伏見区，敷地2万㎡，近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

など、国有地の有効活用の検討

1 京都刑務所（現在地への設置から90年以上が経過）の敷地

(1) 施設の移転当時，周辺地域は田畑であったが，その後，宅地化が進み，さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり，現在は典型的な近郊住宅地に変貌

(2) 地下鉄東西線の開通（平成9年），京都高速油小路線（現 第二京阪道路）の開通（平成23年），新十条通（稻荷山トンネル）の開通（平成20年）・無料化（平成31年）により，交通利便性が格段に向上



2 京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略（平成31年2月策定）

(1) 策定に当たっては、

ア 学識経験者，地元大学，地元経済界，市民等で構成する「山科の未来を語る懇談会」で議論

イ 刑務所が立地する山科区の全13学区の自治連合会会長への「説明会」で意見交換

ウ 市民意見募集（パブリック・コメント）を実施

⇒ 487人の市民等から，895件の意見が寄せられる
約7割の方が戦略に肯定的な意見

(2) 多くの市民等の夢と希望，情熱が込められた戦略を策定

(3) 刑務所敷地に【居住】，【新産業・働く場】，【学び・交流】，【文化・ものづくり・観光】のうち，複数の機能・施設を導入する活用案を提示

7 過疎地域自立促進特別措置法の延長又はそれに代わる新法の制定による過疎地域への支援の継続

1 過疎対策事業債等を活用した事業の実施

右京区京北地域では、合併特例事業債を活用して整備してきた京北トンネルが平成25年に開通、アクセスが向上。また、過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）に基づく過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）等を活用しながら※、農林業振興の取組や小中一貫教育校の建設、インターネット環境、道路・水道等のインフラ整備、移住促進など、地域の活性化・自立促進に向け、取り組んできた。

※ 京北地域は、過疎法における、いわゆる「一部過疎」に指定されている。

<過疎対策事業債を活用した事業>



学校統合による、京都京北小中学校（小中一貫教育校）の建設



京北ふるさとバスの運行

2 課題

依然として、人口減少及び少子・高齢化が顕著。京北地域の基幹産業である農林業は、従事者の減少や高齢化等により、低迷が続いている。持続可能なまちづくりに向けて、引き続き総合的かつ積極的な支援を行うことが不可欠。

(京北地域の人口・高齢化率)

	H7 国勢調査	H27 国勢調査	推計人口 (R2.9)
人口	7,080 人	5,127 人	4,361 人
高齢化率	25.6%	41.8%	—

(財政力指数)

	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
本市全体	0.81	0.80	0.80
京北地域	0.28	0.28	0.28

3 提案・要望

令和3年度も、市民生活に不可欠な以下のような事業を実施する予定であることから、過疎地域自立促進特別措置法の延長等により、過疎地域への支援を継続することを求める。また、過疎地域自立促進特別措置法における一部過疎地域の適用を継続するよう求める。

(令和3年度に実施する主な事業 (予定))

(単位：千円)

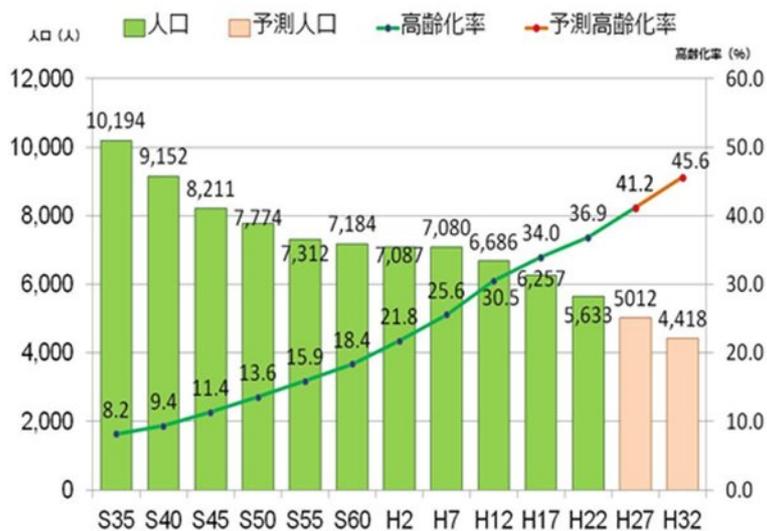
	(参考) 令和2年度予算額 (うち、過疎対策事業債の充当額)
小中一貫教育事業	200,600 (189,000)
京北ふるさとバス運行事業等	69,376 (65,000)
移住促進事業等	13,500 (3,000)

<参考>

1 京都市の人口・高齢化率推移（国勢調査）※



2 京北の人口・高齢化率推移（国勢調査）※



※ 予測人口・予測高齢化率については、平成17年度と平成22年度の値を用いてコーホート変化率法によって算出した。

（出典：京都 京北未来かがやきビジョン（平成27年8月））

8 自治体システム標準化の円滑な推進

1 自治体システム標準化の動向

国においては，新型コロナウイルス感染症の下で明らかになった行政のデジタル化の遅れに対し，次世代型行政サービスの早期実現に向けて，新技術の単なる導入だけでなく，制度や政策，行政も含めた組織の在り方等をこの1年で集中的に改革し，国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化等に取り組むこととしており，自治体システム標準化の取組を実効的に推進するため，関係府省で標準仕様を作成し，自治体が標準仕様に準拠した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）を導入することを目指し，このプロセスを法制化するとともに，財源面を含め国が主導的な支援を行うこととされている。

<参考> 国が標準化のための基準（標準仕様から作成）を告示し，自治体に移行期間内に適合することを義務付けることを想定*

※マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第3回）（令和2年9月25日）配布資料（総務省説明資料（自治体システム統一・標準化加速策））より抜粋

2 標準準拠システムの円滑な導入に向けて必要な支援

(1) 自治体システムの状況

標準準拠システムを自治体が導入するに当たっては，標準準拠システムの導入経費はもとより，標準化対応への現状分析やシステム基盤構築に向けた調査，データ移行作業，事務手順・帳票等の変更にかかる体制構築など，膨大な事務や費用等が見込まれるため，円滑な導入に当たっては十分な財政措置が不可欠である。

(2) 本市特有の事情

本市では，住民記録，地方税や福祉などの基幹系業務について，30年以上，大型汎用コンピュータを利用して運用を行っていることから，本市においては，基幹系業務システムを大型汎用コンピュータでの処理から，標準準拠システムへ移行することとなり，多くの自治体がオープン系システムから移行することに比べ，より多くのコストを要することが見込まれる。

さらに，政令指定都市である本市においては，多岐にわたる業務を効率よく遂行していくため，様々なデータが密接に連携した業務システムの導入を行っている。また，標準準拠システムの対象（17業務）から外れる多くの業務システムへの影響についても検討等を行う必要があり，円滑な対応が可能となるよう，更なる財政措置等の支援策が必要である。

3 提案・要望

今般のコロナ禍により、行政のデジタル化推進が喫緊の課題となり、また、将来を展望すれば、人口減少が更に深刻化し、自治体システムを支えるICT人材は当然のこと、地方行政の担い手自身の減少は不可避であることから、本市としても、早急に自治体システム標準化に取り組んでいく必要がある。

この度の自治体が直面する法制化や移行期間の義務付け等については、対応可能な設定等を行うとともに、標準準拠システムを自治体が導入するに当たっては、国による十分な財政措置を行うことを求める。その際、本市特有の事情に格段の御配慮をお願いする。

9 緊急防災・減災対策事業債をはじめとした、地方交付税措置があるなど、財源的に有利な地方債の充実

(1) 防災・減災対策事業に係る地方債の恒久化

1 現状・課題

- (1) 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、緊急性・即効性の高い防災インフラを整備するために、令和2年度までの時限措置として発行が認められている。

	緊急防災・減災事業債	緊急自然災害防止対策事業債※
交付税措置率	市負担の70%	

※ 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）と連携しつつ、地方単独で実施する防災インフラの整備を推進するために創設された。

- (2) 上記の地方債が廃止された場合、原則として防災対策事業債を発行し、事業の財源とすることになるが、交付税措置率が現行の70%から大幅に低下するため、必要な事業が実施できなくなるおそれがある。

	防災対策事業債		
	防災基盤整備	公共施設等耐震化	自然災害防止事業
交付税措置率	市負担の22.5% (△47.5p)	市負担の45% (△25p)	市負担の約30% (※) (△40p)

※ 財政力に応じて28.5～57%（京都市は約30%）

2 本市における活用状況及び今後の活用見込み

(1) 活用状況

	平成23～ 30年度	令和元年度※	令和2年度 (予算)
緊急防災・減災事業債	70億円	10億円	10億円
緊急自然災害防止対策事業債	—	4億円	1億円

※ 緊急防災・減災事業債には令和2年度への繰越4億円、緊急自然災害防止対策事業債には令和2年度への繰越2億円を含んでいる。

(2) 今後の活用見込み

	令和3～7年度 起債見込み	備考
緊急防災・減災事業債	17億円	地域防災行政無線システム更新、公園ブロック塀改修事業、消防車両整備など
緊急自然災害防止対策事業債	21億円	道路災害防除、河川緊急対策など

3 提案・要望

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続等による十分な財源確保・拡充はもとより、大規模災害に対応する防災インフラ整備のため、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を令和2年度までの時限措置でなく、恒久的な措置とすることを求める。

9 緊急防災・減災対策事業債をはじめとした、地方交付税措置があるなど、財源的に有利な地方債の充実

(2) 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化

1 現状・課題

- (1) 公共施設等の適正管理・適正配置の取組を推進するため、現在、交付税措置のある地方債として「公共施設等適正管理推進事業債（以下「公適債」という。）」の発行が認められている。
- (2) 公適債の対象は、「集約化・複合化」「長寿命化」「転用」「立地適正化」「ユニバーサルデザイン化」「市町村役場機能緊急保全」「除却」の7事業となっており、事業内容に応じて約20%から45%の交付税措置がある。
- (3) 本市においても公適債を活用し、長寿命化事業等を進めているが、公適債は令和3年度までの時限措置であることから、今後、財政負担が障壁となり、必要な事業を実施できないおそれがある。
- (4) 集約化・複合化を除いて国費対象外の単独事業のみが対象であること、多くの事業で庁舎、消防署等の公用施設が対象外となっていること、「長寿命化」事業のうち道路の舗装整備については舗装の表層のみが対象とされ、損傷度が高い下層部分を含む修繕が対象外となっていることなど、起債要件が厳しくなっている。

(参考) 公適債の事業一覧

事業名	対象施設	対象外施設	交付税措置
①集約化・複合化	公共施設	公用施設 (庁舎, 消防署等) 公営住宅 公営企業施設	市負担の 45%
②長寿命化	公共施設 道路橋りょう等の社会基盤施設 (小規模単独事業に限定)		市負担の 27%
③転用	公共施設		
④立地適正化	公共施設		
⑤ユニバーサル デザイン化	公共施設 公用施設(庁舎, 消防署等)	公営住宅 公営企業施設	市負担の 22.5%
⑥市町村役場機能 緊急保全	市町村役場(本庁舎)の建替え	区役所	
⑦除却	公共施設, 公営住宅 公用施設(庁舎, 消防署等)	公営企業施設	なし

2 本市における活用状況

事業名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
集約化・複合化	—	—	0.7 億円	9.6 億円
長寿命化	—	—	1.0 億円	10.8 億円
除却	0.6 億円	0.4 億円	0.6 億円	1.3 億円

本市では、公共施設に係る現状と課題を分析し、施設の長寿命化や施設保有量の最適化などにより、施設を最適に維持管理し、有効活用を図る「公共施設マネジメント」に取り組んでおり、公適債の延長と要件緩和によって、これらの取組の推進につながる見込み。

3 提案・要望

長期的な視点で、計画的な対策が進められるよう、恒久的な措置とした上で、公共施設だけでなく、公用施設、社会基盤施設も含めた全体の適正管理・適正配置を更に促進するため、制度要件を大幅に緩和するよう求める。